

◎漁業資源の科学的調査に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文

(略称) 韓国との漁業資源調査取極

昭和四十二年四月二十八日 ソウルで  
昭和四十二年四月二十八日 効力発生  
昭和四十二年五月十六日 告示

(外務省告示第七七七号)

目 次

韓国側書簡	.....
漁業資源の科学的調査	.....
日本側書簡	.....

# 대한민국

(漁業資源の科学的調査に関する大韓民国政府との間の  
交換公文)

외무부

## (大韓民国側書簡)

외교부 741-73-424

1967. 4. 28.

## (訳文)

韓國側書  
簡  
漁業資源  
の科学的  
調査

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定第六条に定める韓日漁業共同委員会の第一回定期年次会議において千九百六十六年七月九日に採択された漁業資源の科学的調査に関する勧告に言及し、両国政府が同勧告に基づき次のとおり決定することを提案する光榮を有します。

両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の研究のため行なう科学的調査は次のとおりとする。

共同資源調査の調査研究課題は次のとおりとする。

1 系統群及び生活史に関する調査研究

### I 調査研究課題

본인은, 대한민국과 일본국간의 어업에 관한 협정 제 6 조에 규정된  
판.일 어업 공동 위원회의 제 1 차 정기 연례회의에서 1966년 7월 9일에  
결정된 어업 자원의 과학적 조사에 관한 권고에 언급하여, 양국 정부는  
판.일 어업 위원회에 다음과 같이 결정한 것을 계약하는 바다.  
양국의 공동의 관심을 갖는 수역에서의 어업자원의 연구를 위하여  
본인은 위원회 소속은 다음과 같다.

#### I. 조사 연구과제

공동 사업 조사의 조사 연구 과제를 다음과 같이 한다.

1. 계통군 및 생활사에 관한 조사연구

## 韓国との漁業資源調査取締

### 2. 資源動態に関する調査研究

#### 3. 環境に関する調査研究

### II 調査項目

前記の調査研究課題を達成するため、次の調査を行なう。

### III. 調査項目

#### 1. 漁業動態に関する調査

전기의 조사 연구 과제를 달성하기 위하여, 다음 조사를 행합니다.

#### 浮魚

##### 1 マアジ

###### (1) 単位努力あたり漁獲量に関する調査

###### (2) 魚体調査

###### (3) 年齢組成調査

###### \* (4) 標識放流調査

###### (5) 卵稚仔調査

###### (6) 環境調査

#### 2 マサバ

#### # 어

##### 1. 천장어

###### (1) 단체노획당 어획량에 관한 조사

###### (2) 어체조사

###### (3) 연령 조성 조사

###### \*

###### (4) 표지 방류 조사

###### (5) 번식자 조사

###### (6) 천장 조사

#### 2. 고등어

## III. 調査項目

(1) 単位努力あたり漁獲量に関する調査

(2) 魚体調査

(3) 年齢組成調査

(4) 標識放流調査

(5) 卵稚仔調査

(6) 環境調査

### 3. 고마사

(1) 単位努力あたり漁獲量に関する調査

(2) 魚体調査

(3) 年齢組成調査

(4) 標識放流調査

(5) 卵稚仔調査

(6) 環境調査

### 底魚

### 4. 키크치

(1) 単位努力あたり漁獲量に関する調査

(2) 魚体調査

(1) 단위노력당 어획량에 관한 조사

(2) 어체조사

(3) 연령 조성 조사

(4) 표지 방류 조사

(5) 헌체자 조사

(6) 환경 조사

### 3. 경고동어

(1) 단위노력당 어획량에 관한 조사

(2) 어체조사

(3) 연령 조성 조사

(4) 표지 방류 조사

(5) 헌체자 조사

(6) 환경 조사

### 4. 첨부기

(1) 단위노력당 어획량에 관한 조사

(2) 어체 조사

(3)	年齢組成調査
* (4)	標識放流調査
(5)	卵稚仔調査
(6)	環境調査
5.	シログチ
(1)	単位努力あたり漁獲量に関する調査
(2)	魚体調査
(3)	年齢組成調査
* (4)	標識放流調査
(5)	卵稚仔調査
(6)	環境調査
6.	タチウオ
(1)	単位努力あたり漁獲量に関する調査
(2)	魚体調査
(3)	年齢組成調査
* (4)	標識放流調査
(5)	卵稚仔調査
5.	ボクサ
(1)	단위노력당 어획량에 관한 조사
(2)	어체 조사
(3)	연령 조성 조사
*	(4) 표지 방류 조사
(5)	란치자 조사
(6)	환경 조사
6.	칼케
(1)	단위노력당 어획량에 관한 조사
(2)	어체 조사
(3)	연령 조성 조사
*	(4) 표지 방류 조사
(5)	란치자 조사

7. 環境調査

7. 환경 조사

(6) マダイ

(1) 単位努力あたり漁獲量に関する調査

(2) 魚体調査

(3) 年齢組成調査

(4) 標識放流調査

\* (5) 卵稚仔調査

(6) 環境調査

8. ハモ

(1) 単位努力あたり漁獲量に関する調査

\* (2) 魚体調査

(3) 年齢組成調査

\* (4) 標識放流調査

\* (5) 卵稚仔調査

(6) 環境調査

8. 鮎

(1) 단위노력당 어획량에 관한 조사

\* (2) 어체 조사

(3) 연령 조성 조사

\* (4) 표지 방류 조사

\* (5) 탄커자 조사

(6) 환경 조사

9. コウライエビ

(1) 単位努力あたり漁獲量に関する調査

9. 바

(1) 단위노력당 어획량에 관한 조사

- (2) 魚体調査  
 (3) 標識放流調査  
 (4) 環境調査

備考 ※印の項目については、技術的問題の確立に努力し、方法が解決されたときに実施に移すものとする。

本長官は、さらに、この書簡及び前記の提案に日本国政府に代わつて同意される閣下の返簡を、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十七年四月二十八日

大韓民国國務總理兼外務部長官 丁一權

日本国特命全権大使 木村四郎七閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百六十七年四月二十八日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

日本側書簡

대한민국 주재 일본국 특명전권대사

기무타 사토시(サトシ) 쟌(린)

비고: \* 표의 항목의 권리에는 기술적 문제의 확립의 노력하고,  
 본인은 또한, 이 서한 및 외의 책임에 일본국 정부를 대신하여  
 동의하는 국가의 회한을, 국가의 회한 일자에 호록을 발행하는 암수  
 본부의 힘으로는 것으로 간주할 것을 제안하는 양도를 가집니다.  
 본인은 국가에게 세로 이본인의 변함없는 경의를 표합니다.

- (2) 어체 조사  
 (3) 표지 빙류 조사  
 (4) 환경 조사

(大韓民国側書簡)

本使は、閣下の書簡に述べられた提案に日本国政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、この返簡の日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことにして同意する光榮を有します。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

一千九百六十七年四月二十八日

日本国特命全権大使 木村四郎七

大韓民国 国務總理  
兼外務部長官 丁一権閣下

(参考)

この取極は、韓国との漁業協定（昭和四十年二国間条約集参考）第五条の規定に基づき、共同資源調査水域等における調査の内容を定めるものである。